

みんなでチャレンジ!

食品ロスを減らす『3きり運動』



料理はおいしく『食べきり』
食材はムダなく『使いきり』
生ゴミはギュッと『水きり』



那須町観光大使きゅーびー 許諾第21309号

まだ食べられるにもかかわらず、捨てられてしまう食べ物。
全国で年間約600万トン発生しており、国民1人1日あたり
「茶わん」1杯分のごはんの量(約132g)に相当します。

10月ば食品ロス削減月間!

食品ロスの削減の推進に関する法律では、国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、10月を「食品ロス削減月間」とし、同月30日を「食品ロス削減の日」と定めています。
食品ロスを減らすため、「3きり運動」へのご理解とご協力をお願いいたします。

☎ ⑦ 6916

▼問合せ 環境課環境衛生係

犬の飼い主のみなさんへ



昨今のペットブームにより犬を飼う方が増える一方で、誤った飼い方により苦情につながる場合もあります。人と犬がともに快適な環境で暮らすために、正しい犬の飼い方に努めましょう。

▼犬の登録をしましょう

生後90日を経過した犬は登録が必要で、登録は生涯に1回限り、登録手数料は1頭につき、3千円となります。環境課、湯本支所、栃木県獣医師会所属の那須地区内の動物病院、町と契約している動物病院で登録の申請ができます。

▼狂犬病予防注射の接種

狂犬病予防注射は、年に1回接種するよう法律で定められています。動物病院での接種をお願いします。

▼犬はけい留を

犬をつないで飼うことは県の条例で定められています。散歩の際も必ずリードなどをつないでください。

▼犬のふんは必ず処理を

ふんの後始末は飼い主の最低限のマナーです。必ず持ち帰るようにしましょう。

▼問合せ 環境課環境衛生係

☎ ⑦ 6916

使用期限延長 那須町プレミアム付商品券「那須町元気アップ!サマークーポン」

7月に販売した那須町プレミアム付商品券「那須町元気アップ!サマークーポン」の使用期限を延長します。また、使用期限の延長に合わせて、取扱店の換金期限も延長されます。詳しくは、お問い合わせください。

▼使用期限
(新) 令和3年2月28日(日)まで
(旧) 令和2年9月30日(水)まで
▼問合せ 観光商工課
☎ ⑦ 6918

マイナンバーカードを受け取っていない方へ



「交付通知書(ハガキ)」が届いている方のマイナンバーカードを住民生活課でお預かりしています。

マイナンバーカードの受け取りは、原則、申請者本人となり、必要な書類をはじめ、厳格な手続きが必要です。

交付する際は、本人確認のため、来庁された方と、個人番号カードの顔写真を確認しますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、マイナンバーカードの交付手続きは、必ず予約の上、ご来庁ください。必要な書類は、お問い合わせください。

マイナンバーカード交付の休日窓口のご案内(予約者限定)

次の日程で休日窓口を開設します。平日にマイナンバーカードの受け取りができない方は、この機会をぜひご利用ください。なお、必ず予約をお願いします。
※当日の予約はできません。また、予約がない場合は、開設しません。
▼日程 11月7日(土)、29日(日)
▼時間 午前9時～正午
▼場所 住民生活課(本庁1階)
▼問合せ 住民生活課戸籍住民係
☎ ⑦ 6908

